

各務原市 財務書類4表の公表について（平成27年度決算ベース）

新地方公会計制度の概要

- 「行政改革推進法」（平成18年6月）の成立を契機に、地方の資産・債務改革の一環として、**「新地方公会計制度の整備」**が位置付けられた。
- 平成27年1月の総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」において平成29年度までの「統一的な基準」への移行を要請されたことから、今回の財務書類4表は統一的な基準により作成している。

各務原市の取組

- 本市は、他市町村に先駆けて平成18年度決算に基づく財務書類4表を20年3月に、平成19年度決算版を21年3月、平成20年度決算版を22年3月に公表してきた。また、平成21年度決算版からは翌年度の9月に公表した。今回は総務省基準モデルから「統一的な基準」への移行作業が必要であったことから3月に公表。
- この財務書類4表を作成することにより、**各務原市が所有する全ての資産と債務が把握できるほか、住民一人当たりの現役世代の負担、将来世代の負担の状況等が明確**になる。
- 財務書類4表を利用し、**市民への分かりやすい財政状況の説明と、金融機関へのIR活動**に活用。
- 今後も、この財務書類4表を作成することにより、**経年的に財政分析するツール**とする。

財務書類4表の概要

○ 貸借対照表（バランスシート）

- 会計年度末（3月31日）時点（ただし出納整理期間中の増減を含む。）における**各務原市の資産や債務に関する情報を示すもの**。
- 貸借対照表の構成は、左側に資産を表示し、右側に負債及び資産と負債の差額である純資産を計上している。

資 産

- **市の所有している全ての資産**を表示している。
 - ◎ 事業用資産
当該資産から将来的な経済便益が発生すると想定されるもの。（例）庁舎、学校、福祉センター等
 - ◎ インフラ資産
当該資産から将来的な経済便益が発生しないと想定されるもの。（例）道路、公園、上下水道等
 - ◎ 物品
機械器具及び備品。（例）車両、什器等
 - ◎ 無形固定資産
形はないが財産的に価値のあるもの。
（例）ソフトウェア、電話加入権等
- 投資等、流動資産は、現金またはすぐに現金化可能な資産を表示している。

負 債

- **将来的な支払義務を生じさせるもの**
 - ◎ 地方債
地方債は、資産の形成のために発行される。貸借対照表上で地方債の発行額と資産の金額を対比させることで、市の資産形成がどの程度借金でまかなわれたかが明らかになる。
 - ◎ 退職手当引当金
在職する全職員が退職したと仮定した場合に支払うこととなる退職手当要支給額を負債として計上している。

純 資 産

資産から負債を引いた残余

○ 行政コスト計算書（損益計算書）

- 各務原市の経常的な活動に伴うコストと使用料・手数料等の収入を示すもの。
- コストの面では、人件費等の人にかかるコスト、物件費等の物にかかるコストといった区分を設けている。
- 従来の官庁会計では捕捉出来なかった減価償却費など非現金コストについても計上している。
- 経常費用合計から経常収益合計を差引いたものが当該年度の**純経常行政コスト**となる。

○ 純資産変動計算書

- 各務原市の純資産（資産から負債を引いた残余）が一会計期間にどのように増減したかを明らかにするもの。
- **総額としての純資産の変動に加え、それがどのような財源や要因で増減したかの情報を表示**する。
- 新地方公会計制度により新しく追加された財務書類。

○ 資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）

- 現金の流れを示すものであり、その収支を性質に応じて、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支などと区分して表示することで、各務原市が**どのような活動に資金を必要としているのかを表示**する。

○ 対象範囲

- ・公表した財務書類4表は、各務原市の一般会計（①）と特別会計等（②）の合算に加え、関連団体（③）を含めた連結ベース（出資比率50%以上）で作成している。

